

平成十七年政令第百六十九号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令

内閣は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項及び第二十六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（政令で定める外来生物）

第一条 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「法」という。）第二条

第一条の政令で定める外来生物は、次に掲げる生物とする。

- 一 別表第一の種名の欄に掲げる種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）に属する生物
- 二 别表第二の種名の欄の左欄に掲げる種に属する生物がそれぞれ同表の種名の欄の右欄に掲げられる種に属する生物と交雑することにより生じた生物（その生物の子孫を含む。）

（個体に含まれるもの）

第二条 法第二条第一項の個体に含まれる政令で定めるものは、胞子とする。

（政令で定める外来生物の器官）

第三条 法第二条第一項の政令で定める器官は、別表第三の種名の欄に掲げる外来生物の種の区分に応じ、それぞれ同表の器官の欄に定める器官とする。

（要緊急対処特定外来生物）

第四条 法第二条第三項の政令で定める特定外来生物は、次に掲げるものとする。

一 別表第四の種名の欄に掲げる種に属する生物の個体

二 别表第五の種名の欄の左欄に掲げる種に属する生物が同表の種名の欄の右欄に掲げる種に属する生物と交雑することにより生じた生物（その生物の子孫を含む。）の個体

（特定外来生物被害防止取締官の資格）

第五条 法第二十六条第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 通算して三年以上生物による生態系等に係る被害の防止に関する行政事務に従事した者であること。
- 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学若しくは高等専門学校において生物学、農学、林学、水産学、造園学その他生物による生態系等に係る被害の防止に関する必要な課程を修めて卒業した者（これらを修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であつて、通算して一年以上生物による生態系等に係る被害の防止に関する行政事務に従事したものであること。

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十七年六月一日）から施行する。

（法附則第五条第一項の規定による特定外来生物の取扱いに関する特例）

第二条 次の表の種名の欄に掲げる種に属する生物の個体（法第二条第一項に規定する個体をい

う。以下この条において同じ。）について、当該生物の個体の飼養等（法第一条に規定する飼養等をいう。以下この条において同じ。）を業として行う者のする飼養等が、当該生物の個体（当該生物の個体を商業的目的で繁殖させる場合にあつては、生きていらないもの及びその加

工品を含む。）の販売又は頒布をする目的以外の目的で、当該生物の種類ごとに主務大臣が定める方法によりなされる場合（法第五条第一項の許可を受けた者が輸入又は購入をした当該生物の個体について飼養等をする場合を除く。）には、当分の間、法第四条の規定は、適用しない。

（種名）

Trachemys scripta (アカミミガメ)  
Procambarus clarkii (アメリカザリガニ)

備考 括弧内に記載する呼称は、学名に相当する和名である。

2 前項の表の種名の欄に掲げる種に属する生物の個体について、同項に規定する者以外の者のする飼養等が、当該生物の個体の販売又は頒布をする目的以外の目的でなされる飼養等である場合

（法第五条第一項の許可を受けた者が輸入又は購入をした当該生物の個体について飼養等をする場合を除く。）には、当分の間、法第四条の規定は、適用しない。

3 第一条の表の種名の欄に掲げる種に属する生物の個体について、販売若しくは購入又は頒布に当たらない譲渡し等（法第八条に規定する譲渡し等をいう。）をする場合には、当分の間、同条の規定は、適用しない。

附 則 平成一七年一月一四日政令第三六二号

第一条 (一)の政令は、平成十八年一月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第二条 この政令による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（以下「新令」という。）別表第一の下欄に掲げる種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）のうちこの政令による改正前の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（以下「旧令」という。）別表第一の下欄に掲げられていないもの及び新令別表第二の上欄に掲げる外来生物の種の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める器官のうち旧令別表第二の上欄に掲げる外来生物の種の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定められていないものに係る特定外来生物についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、その許可の申請をすることができる。

2 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、施行日前において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

第一条 (一)の政令は、平成十八年九月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（施行期日）  
附 則 (平成一八年七月二一日政令第二四〇号)

第二条 この政令による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一の下欄に掲げる種（亜種又は変種を含む。）のうち、この政令による改正前の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一の下欄に掲げられていないものに係る特定外来生物についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、その許可の申請をすることができる。

2 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、施行日前において、当該許可是、施行日にその効力を生ずる。

第一条 (一)の政令は、平成十九年九月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）  
第二条 アノリス・アングステイケブスに係る特定外来生物についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（次項において「法」という。）第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日（次項において「施行日」という。）前ににおいても、その許可の申請をすることができる。

2 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、施行日前においても、法第五条第一項の許可を受けることができる。この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

### 附 則（平成一九年一一月一六日政令第三三八号）

第一条 この政令は、平成二十年一月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一の下欄に掲げる種（亜種又は変種を含む。）のうち、この政令による改正前の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一の下欄に掲げられていないものに係る特定外来生物についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（次項において「法」という。）第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても、その許可の申請をすることができる。

2 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、施行日前においても、法第五条第一項の許可を受けることができる。この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

### 附 則（平成二一年一二月一一日政令第二八七号）

第一条 この政令は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 ムンゴス・ムンゴ（シママンガース）に係る特定外来生物についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（次項において「法」という。）第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても、その許可の申請をすることができる。

2 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、施行日前においても、法第五条第一項の許可を受けることができる。この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

### 附 則（平成二三年五月一八日政令第一四二号）

第一条 この政令は、平成二十三年七月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 アノリス・アルログス、アノリス・アルタケウス及びアノリス・ホモレキスに係る特定外来生物についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（次項において「法」という。）第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても、その許可の申請をすることができる。

2 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、施行日前においても、法第五条第一項の許可を受けることができる。この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

### 附 則（平成二五年七月五日政令第二一五号）

第一条 この政令は、平成二十五年九月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 カルロスキウルス・フィンライソニイ（フィンレイソニス）に係る特定外来生物についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（次項において「法」という。）第

五条第一項の許可を受けることができる者は、この政令の施行の日（次項において「施行日」といいう。）前においても、その許可の申請を受けることができる。

### 附 則（平成二六年五月三〇日政令第二〇一号）

第一条 この政令は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十六年六月十一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

2 別表第一の第三項の規定 公布の日

（経過措置）

2 次の各号に掲げる生物に係る改正法による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「新法」という。）第二条第一項に規定する特定外来生物についての新法第五条第一項の許可を受けようとする者は、当該各号に掲げる生物の区分に応じ、当該各号に定める日前においても、その許可の申請を受けることができる。

1 この政令による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（以下「新令」という。）別表第一の下欄に掲げる種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）のうちこの政令による改正前の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一の下欄に掲げられていないもの（次号に掲げる生物を除く。）及び新令別表第二の中欄に掲げる種に属する生物がそれぞれ同表の下欄に掲げる種に属する生物と交雑することにより生じた生物（その生物の子孫を含む。）この政令の施行の日

2 ブランタ・カナデンシス（カナダガン）前項第二号に掲げる規定の施行の日

3 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、同項各号に掲げる生物の区分に応じ、当該各号に定める日前においても、新法第五条第一項の許可を受けることができる。この場合において、当該許可は、同日にその効力を生ずる。

（施行期日）  
附 則（平成二七年一月一五日政令第八号）

1 この政令は、平成二十七年三月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 ヴェスペ・ヴエルティナ（ツマーカスズメバチ）に係る特定外来生物についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（次項において「法」という。）第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても、その許可の申請を受けることができる。

3 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、施行日前においても、法第五条第一項の許可を受けることができる。この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

### 附 則（平成二七年八月二六日政令第二九八号）

（施行期日）  
1 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一の第一の六の（二）のひめぐも科の項に掲げる種（亜種又は変種を含む。）のうち、この政令による改正前の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一

の第一の六の(二)のひめぐも科の項に掲げられていないものに係る特定外来生物についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(次項において「法」という。)第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日(次項において「施行日」という。)前ににおいても、その許可の申請をすることができる。

3 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があった場合には、施行日前においても、法第五条第一項の許可をすることができる。この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

#### 附 則 (平成二十八年八月一八日政令第二八三号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成二十八年十月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

#### (経過措置)

第二条 この政令による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令(以下この項において「新令」という。)別表第一の種名の欄に掲げる種(亜種又は変種を含む。以下この項において同じ。)のうちこの政令による改正前の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一の下欄に掲げられていないもの並びに新令別表第二の第一の二及び三のイの種名の欄の左欄に掲げる種に属する生物がそれぞれ同表の第一の二及び三のイの種名の欄の右欄に掲げる種に属する生物と交雑することにより生じた生物(その生物の子孫を含む。)に係る特定外来生物についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(次項において「法」という。)第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日(次項において「施行日」という。)前においても、その許可の申請をすることができる。

2 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、施行日前においても、法第五条第一項の許可をすることができる。この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

#### 附 則 (平成二十九年九月一日政令第二三二号) 抄

(施行期日) 1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

#### 附 則 (平成二九年一一月二七日政令第二八八号)

1 この政令は、平成三十年一月十五日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

#### 一 別表第一の第一の五及び附表第二の第一の三の改正規定 平成三十年四月一日

#### (経過措置)

2 次の各号に掲げる生物に係る特定外来生物(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(以下この項及び次項において「法」という。)第二条第一項に規定する特定外来生物をいう。以下この項において同じ。)についての法第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日(第二号及び第三号に掲げる生物に係る特定外来生物にあっては、前項第二号に定める日。次項において同じ。)前においても、その許可の申請をすることができる。

1 この政令(前項第二号に掲げる規定を除く。以下この号において同じ。)による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一の種名の欄に掲げる種(亜種又は変種を含む。次号及び第三号において同じ。)のうちこの政令による改正前の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一の下欄に掲げられていないものに係る特定外来生物についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(次項において「法」という。)第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日(次項において「施行日」という。)前においても、その許可の申請をすることができる。

2 前項第二号に掲げる規定による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令(次号において「第二号新令」という。)別表第一の第一の五のイに掲げる種(その他の生物に属する生物

三 第一号新令別表第二の第一の三のイの種名の欄の左欄に掲げる種に属する生物が同表の第一の三のイの種名の欄の右欄に掲げる種に属する生物と交雑することにより生じた生物(その生物の子孫を含む。)及び新令別表第三の12の項から14の項までの種名の欄に掲げる外来生物の種の区分に応じそれぞれ同表の器官の欄に定める器官に係る特定外来生物についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(次項において「法」という。)第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日(次項において「施行日」という。)前においても、その許可の申請をすることができる。

2 この政令による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令(以下この項において「新令」という。)別表第一の種名の欄に掲げる種(亜種又は変種を含む。以下この項において同じ。)のうちこの政令による改正前の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一の種名の欄に掲げられていないものに係る特定外来生物についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(次項において「法」という。)第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日(次項において「施行日」という。)前においても、その許可の申請をすることができる。

3 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、施行日前においても、法第五条第一項の許可をすることができる。この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

#### 附 則 (令和二年九月一六日政令第二一八号)

(施行期日) 1 この政令は、令和二年十一月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

#### (経過措置)

2 この政令による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令(以下この項において「新令」という。)別表第一の種名の欄に掲げる種(亜種又は変種を含む。以下この項において同じ。)のうちこの政令による改正前の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一の種名の欄に掲げられていないものに係る特定外来生物についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(次項において「法」という。)第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日(次項において「施行日」という。)前においても、その許可の申請をすることができる。

3 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、施行日前においても、法第五条第一項の許可をすることができる。この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

#### 附 則 (令和四年一月一八日政令第三六〇号)

(施行期日) 1 この政令は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止の一部を改正する法律(令和四年法律第四十二号)の施行の日(令和五年四月一日)から施行する。

#### 附 則 (令和五年一月二十五日政令第一六号)

(施行期日) 1 この政令は、令和五年六月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

#### (経過措置)

2 この政令による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一の種名の欄に掲げる種(亜種又は変種を含む。)のうちこの政令による改正前の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一の種名の欄に掲げられていないものに係る特定外来生物についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(次項において「法」という。)第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日(次項において「施行日」という。)前においても、その許可の申請をすることができる。

3 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、施行日前においても、法第五条第一項の許可をすることができる。この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

#### 附 則 (令和五年八月二日政令第二五三号)

(施行期日) 1 この政令は、令和五年九月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布的日から施行する。

#### (経過措置)

2 この政令による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一の種名の欄に掲げる種(亜種又は変種を含む。)のうちこの政令による改正前の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一の種名の欄に掲げられていないものに係る特定外来生物についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(次項において「法」という。)第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日(次項において「施行日」という。)前においても、その許可の申請をすることができる。

3 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、施行日前においても、法第五条第一項の許可をすることができる。この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

2 リの政令による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一の第一の六の口の(1)の1の項及び2の項の種名の欄に掲げる種(亜種又は変種を含む。)に係る特定外来生物についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(次項において「法」という。)第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日(次項において「施行日」という。)前においても、その許可の申請をすることができる。

3 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、施行日前においても、法第五条第一項の許可をすることができる。リの場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

#### 別表第一 外来生物の種(第一条関係)

項 種 名	
第一 動物界	
一 哺乳綱	
イ カンガルー目	(1) クスクス科
1 <i>Trichosurus vulpecula</i> (ノクロギツネ)	
ロ 食虫目	(1) ぱりねずみ科
1 <i>Erinaceus</i> 属(ヘリネズミ属)全種	
ハ 靈長目	(1) おながくね科
1 <i>Macaca cyclopis</i> (タイワンザル)	
2 <i>Macaca fascicularis</i> (カニクイザル)	
3 <i>Macaca mulatta</i> (トカゲザル)	
二 鳥綱	
(1) スートリニア科	1 <i>Branta canadensis</i> (カナダガラ)
1 <i>Myocastor coypus</i> (ヌーベルリア)	2 <i>Brama brama</i> (オホシマセキトリ)
(2) ロサ科	3 <i>Dama dama</i> (ダマシカ属)全種
1 <i>Callosciurus erythraeus</i> (クリハラリズ)	4 <i>Elaphurus davidianus</i> (シカヅカ)
2 <i>Callosciurus finlaysonii</i> (ハイシンレイソンラバ)	5 <i>Muntiacus reevesi</i> (ヤマツバキ)
3 <i>Pteromys volans</i> (タイラクモヤンガ) のべら <i>Pteromys volans orii</i> (ヒメモヤンガ)以外のもの	
4 <i>Sciurus carolinensis</i> (ムウブハイイロリズ)	
5 <i>Sciurus vulgaris</i> (キタラヌ) のうち <i>Sciurus vulgaris orientis</i> (ヒマラヌ)以外のもの	
(3) ノヤニ科	
1 <i>Ondatra zibethicus</i> (ノグクハシヌ)	1 <i>Mungos mungo</i> (ハマングース)
ホ 食肉目	2 <i>Cervus nippon</i> (シカ属)に属する種のべら <i>Cervus nippon centralis</i> (ホンシカウジカ)、 <i>Cervus nippon keramae</i> (ケラマジカ)、 <i>Cervus nippon mageshima</i> (マゲシカ)、 <i>Cervus nippon nippon</i> (キヨウシユウジカ)、 <i>Cervus nippon pulchellus</i> (ヒシマジカ)、 <i>Cervus nippon yakushimae</i> (ヤクシカ)及び <i>Cervus nippon yesoensis</i> (ヒマカ)以外のもの
(1) あひこぐれ科	
1 <i>Procyon cancrivorus</i> (カニクイアライグマ)	
2 <i>Procyon lotor</i> (アヒイグマ)	
(2) ふたわら科	
1 <i>Mustela vison</i> (アメリカマングス)	
(3) ヤンケース科	
1 <i>Herpestes auropunctatus</i> (ハイリヤングース)	
2 <i>Herpestes javanicus</i> (ヤコマングース)	

3 <i>Mungos mungo</i> (ハマングース)	ヘ 偶蹄目
(1) しか科	
1 <i>Axis</i> 属(アキシスジカ属)全種	
2 <i>Cervus</i> 属(シカ属)に属する種のべら <i>Cervus nippon centralis</i> (ホンシカウジカ)、 <i>Cervus nippon keramae</i> (ケラマジカ)、 <i>Cervus nippon mageshima</i> (マゲシカ)、 <i>Cervus nippon nippon</i> (キヨウシユウジカ)、 <i>Cervus nippon pulchellus</i> (ヒシマジカ)、 <i>Cervus nippon yakushimae</i> (ヤクシカ)及び <i>Cervus nippon yesoensis</i> (ヒマカ)以外のもの	
3 <i>Dama dama</i> (ダマシカ属)全種	
4 <i>Elaphurus davidianus</i> (シカヅカ)	
5 <i>Muntiacus reevesi</i> (ヤマツバキ)	
二 鳥綱	
イ かも目	(1) かわ科
1 <i>Branta canadensis</i> (カナダガラ)	
ロ すずめ目	(1) ひよどり科
1 <i>Pyrrhopterus cafer</i> (シリアカヒヨドリ)	
(2) ちあきゅう科	
1 <i>Garrulax canorus</i> (ガビチヨウ)	
2 <i>Garrulax cinereiceps</i> (ヒゲガビチヨウ)	
3 <i>Garrulax perspicillatus</i> (カオグロガビチヨウ)	
4 <i>Garrulax sannio</i> (カオシロガビチヨウ)	
5 <i>Leiothrix lutea</i> (ソウシチヨウ)	
三 腹虫綱	
イ かめ目	(1) かみへきがめ科
1 <i>Chelydriidae</i> <i>serpentina</i> (カミヘキガメ)	
(2) ぬちがめ科	
1 <i>Trachemys scripta</i> (トカツツガメ)	
(3) じつがめ科	
1 <i>Mauremys sinensis</i> (ハナガメ)	
ロ じかげ細目	
(1) アガマ科	
1 <i>Japalura swinhonis</i> (スウェインホーキノボリトカゲ)	
(2) たトガミヒカゲ科	
1 <i>Anolis alleni</i> (アノリス・アルタケウス)	
2 <i>Anolis angusticeps</i> (アノリス・アングスティケプス)	
3 <i>Anolis carolinensis</i> (グリーンアホール)	
4 <i>Anolis equestris</i> (ナイトアホール)	
5 <i>Anolis garmani</i> (ガーマンアホール)	
6 <i>Anolis homolechis</i> (アノリス・ホモレキス)	
7 <i>Anolis sagrei</i> (ヒツウンアホール)	

く	くじら里田
(1)	なみくろ種
1	<i>Boiga cyanea</i> (ミツリオオガシラ)
2	<i>Boiga cynodon</i> (イヌバオオガシラ)
3	<i>Boiga dendrophila</i> (ヤハタロートヘビ)
4	<i>Boiga irregularis</i> (ハナオオガシラ)
5	<i>Boiga nigriceps</i> (マルノオオガシラ)
6	<i>Elaphe taeniura friesi</i> (タイローバジ)
(2)	ベニスズクヘビ
1	<i>Protobothrops microsquamatus</i> (タマコヘビ)
四	匂生羅
イ	無尾田
(1)	ヒヤドリ科
1	<i>Bufo cognatus</i> (ハーネンズヒキガエル)
2	<i>Bufo gutttatus</i> (キンメロヒキガエル)
3	<i>Bufo marinus</i> (ホオヒキガエル)
4	<i>Bufo melanostictus</i> (ラグロヒキガエル)
5	<i>Bufo punctatus</i> (トカボンヒキガエル)
6	<i>Bufo quereticus</i> (オーネクヒキガエル)
7	<i>Bufo speciosus</i> (トヤサブヒキガエル)
8	<i>Bufo typhonius</i> (ヒノヘキガエル)
(2)	あがねヘビ
1	<i>Osteopilus septentrionalis</i> (モーネバズシキガエル)
(3)	ヒラナガガエル
1	<i>Eleutherodactylus coqui</i> (ヒヨーロヤスガエル)
2	<i>Eleutherodactylus johnstonei</i> (ヒムンヌーンヒヤスガエル)
3	<i>Eleutherodactylus planirostris</i> (ホンシツガエル)
(4)	シヌビラヌヘビ
1	<i>Kaloula pulchra</i> (トジトジムグリガエル)
(5)	アガボヘビ
1	<i>Rana catesbeiana</i> (ウシガエル)
(6)	アヌガヘビ
1	<i>Polyptedotes leucomystax</i> (ヒロアヒガエル)
五	參鶴唐繩
イ	ガ一田
(1)	ガ一科
1	ガ一科全種
口	リニ田
(1)	リニ種
1	<i>Acheilognathus macropterus</i> (オオタチヒ)
く	ながやま田
(1)	ヤマヘビ
1	<i>Tachysurus fulvidraco</i> (ヒウライギギ)
(2)	イクタヘルヘビ
1	<i>Amelururus nebulosus</i> (アラウンブルヘシム)
2	<i>Ictilurus punctatus</i> (チャネルキヤシトワシム)
3	<i>Ptyodictis olivaris</i> (ヒロハレヒシロキヤシトワシム)
(3)	ヤモリ種
1	<i>Silurus glanis</i> (ミーロシラム)
1	かねかまし田
(1)	かねかまし科
1	かわかまし科全種
ホ	かだやー田
(1)	カダヤー種
1	<i>Gambusia affinis</i> (カダヤン)
2	<i>Gambusia holbrookii</i> (ガングスィア・ホルブルオキ)
く	チャキ田
(1)	キノヒヤシムサ科
1	<i>Lepomis macrochirus</i> (ヒヌーキル)
2	<i>Micropterus dolomieu</i> (ヒクチベバ)
3	<i>Micropterus salmoides</i> (ホウクチベバ)
(4)	ゼリキ
1	<i>Neogobius melanostomus</i> (ヒカヒシミヌー)
(3)	あかる種
1	<i>Lates niloticus</i> (ナイルベーク)
(4)	ナロヘビ
1	<i>Morone americana</i> (ホロイヤレベーク)
2	<i>Morone chrysops</i> (ホロイヤレベ)
3	<i>Morone saxatilis</i> (ヒムクヒヤドベベ)
(5)	クーチ
1	<i>Gymnocephalus cernua</i> (ヒシヒ)
2	<i>Perca fluviatilis</i> (ミーロヒテハベーク)
3	<i>Sander lucioperca</i> (ベイクペーク)
(6)	ヒヒヤヒ
1	<i>Siniperca chuatsi</i> (ケシギ)
2	<i>Siniperca scherzeri</i> (ヒウヒイケシギ)
六	昆蟲繩
イ	ムカヒ田
(1)	ヒドセモヘビ
1	<i>Hestina assimilis</i> (トカボシマダラ) ② ハシ <i>Hestina assimilis shirakii</i> (トカボシマダラ奄美種) 以外のもの
口	甲虫田
(1)	カニヤシム科
1	<i>Anoplophora glabripennis</i> (ヒヤハダヒマダラカニギリ)
2	<i>Apriiona swainsoni</i> (ヒシマロクロワカニギリ)
3	<i>Aromia bungii</i> (ヒシアカツヤカニギリ)
(4)	ムカヒたぬ科
1	<i>NeoLucanus angulatus</i> (アングルームウスマルベネクワガタ)

2 <i>Neolucanus baladeva</i> (ニシナガルバネクワガタ)	八 くわ縫
3 <i>Neolucanus giganteus</i> (ギガントウスマルバネクワガタ)	イ やそら皿
4 <i>Neolucanus katsuraorum</i> (カツラマルバネクワガタ)	(一) きよくじゅうやそり科
5 <i>Neolucanus maedai</i> (メダマルバネクワガタ)	一 さくじゅうやそり科全種
6 <i>Neolucanus maximus</i> (メガシムスマルバネクワガタ)	ロ くわ皿
7 <i>Neolucanus perarmatus</i> (ペラルマトウスマルバネクワガタ)	(一) じふうぐわ科
8 <i>Neolucanus saundersii</i> (サンダースマルバネクワガタ)	1 <i>Atrax</i> 属 (アトラクス属) 全種
9 <i>Neolucanus tanakai</i> (タナカマルバネクワガタ)	2 <i>Hadronyche</i> 属 (ハドロニユケ属) 全種
10 <i>Neolucanus waterhousei</i> (ウォーターハウスマルバネクワガタ)	(N) ヒューリム科
(3) いがねむし科	1 <i>Loxosceles gaucha</i> (ロクソスケレス・ガウチ)
1 <i>Cheirolonus</i> 属 (テナガロガネ属) に属する種のうち <i>Cheirolonus jambar</i> (ヤハベルテナガロガネ) 以外のもの	2 <i>Loxosceles laeta</i> (ロクソスケレス・ラエタ)
2 <i>Buchirius</i> 属 (クモテナガロガネ属) 全種	3 <i>Loxosceles reclusa</i> (ロクソスケレス・レクルサ)
3 <i>Propomacrus</i> 属 (ヒメテナガロガネ属) 全種	(M) るぬぐの科
八 くわ皿	1 <i>Latrodecus elegans</i> (ロカオビゴケグモ) 以外のもの
(1) みのぼる科	2 <i>Latrodecus reclusus</i> (ロクソスケレス・レクルサ)
1 <i>Bombus terrestris</i> (ヤイロウオオマルハナバチ)	九 二枚目縫
(2) あつ科	イ こがい皿
1 <i>Lepisiota frauenfeldi</i> (ヒヤトゲフントニアリ)	(1) いがい科
2 <i>Tineapithema humile</i> (トネゼンチンアリ)	1 <i>Limnopterna</i> 属 (カワヒバリガイ属) 全種
3 <i>Solenopsis geminata</i> 種群 (ソレノブシス・ゲミナタ種群) 全種	ロ せんすだれがい皿
4 <i>Solenopsis saevissima</i> 種群 (ソレノブシス・サエヴィシマ種群) 全種	(1) かねせととねすがい科
5 <i>Solenopsis tridens</i> 種群 (ソレノブシス・トウリゲンヌ種群) 全種	1 <i>Dreissena bugensis</i> (クワツガガイ)
6 <i>Solenopsis virulens</i> 種群 (ソレノブシス・ヴィルレンヌ種群) 全種	2 <i>Dreissena polymorpha</i> (カワホトトギスガイ)
7 <i>Wasmannia auropunctata</i> (ロカバアリ)	十 腹足綱
(3) すずめばち科	イ まじまじ皿
1 <i>Vespa velutina</i> (スマアカズメバチ)	(1) スピラクスイダム科
七 丹波縫	1 <i>Euglandina rosea</i> (ヤマヒタチオム)
イ よりくわ皿	十一 濁虫綱
(1) よりくわ科	イ 三岐腸皿
1 <i>Piketogammarus villosus</i> (ピケロガンマルス・ヴィルロスス)	(1) やつがたらくわむし科
ロ ペロ皿	1 <i>Platydemus manokwari</i> (リハーギニアヤリガタリクウズムシ)
(1) やつがに科	第11 植物界
1 やつがに科全種	(1) るす科
(2) アメリカざりがに科	1 <i>Alternanthera philoxeroides</i> (ナガエシルノゲイトウ)
1 アメリカざりがに科全種	(N) やつ科
(3) アジアざりがに科	1 <i>Hydrocotyle ranunculoides</i> (ブラジルチミメグサ)
1 アジアざりがに科に属する種のうち <i>Calbaroides japonicus</i> (リホノギリガニ) 以外のもの	(M) やつごくわ科
(4) みなみざりがに科	1 <i>Pistia stratiotes</i> (ボタノウキクサ)
1 みなみざりがに科全種	(4) もくわやくわ科
(5) ゆくわがに科	1 <i>Azolla cristata</i> (アゾラ・クリスタタ)
1 <i>Eriochair</i> 属 (エクズガニ属) に属する種のうち <i>Eriochair japonica</i> (エクズガニ) 及び <i>Eriochair ogasawaraensis</i> (オガサワラモクズガニ) 以外のもの	(G) ゆくわ科
2 <i>Gymnocoronis spilanthoides</i> (エクスヒマロニア)	1 <i>Coreopsis lanceolata</i> (オオキンケイギク)
3 <i>Mikania micrantha</i> (ヘンコウヅルニンジン)	2 <i>Gymnocoronis spilanthoides</i> (エクスヒマロニア)

4	Rudbeckia laciniata (ホオヘンゴンソウ)	四 昆虫綱
5	Senecio madagascariensis (ナルトサワギク)	イ はち目
(6)	ヘラ菜	
1	Sicyos angulatus (トコチセコ)	
(7)	ホハツノニハセ	
1	Drosera intermedia (ナガヒモウセンゴケ)	
(8)	アラシヒバモヤズ	
1	Myriophyllum aquaticum (オオフサモ)	
(9)	大ヌカモ	
1	Utricularia cf. platensis (ヒアクレンタヌキモ)	
2	Utricularia inflata (ヒエウリクリニア・インフロタ)	
3	Utricularia platensis (ヒトウリクリニア・プラテンバクス)	
(10)	あかせな科	
1	Ludwigia grandiflora (ヒビキイギア・グランジロハ)	
(11)	ヒメ科	
1	Ammophilila arenaria (ヨーチグラス)	
2	Spartina 属 (スペルティナ属) 全種	
(12)	ヒメのばくや科	
1	Veronica agnallii-aquatica (オオカワヂシャ)	
備考	括弧内に記載する呼称は、学名に相当する和名その他の名称である。	
別表第一 交雑するものも生じた生物 (第一条関係)		
項 種 名		
第一 動物界		
一 哺乳綱		
イ 靈長目		
(1) オナガモノ科		
1 Macaca cyclopis (タイワンザル)	Macaca fuscata (リホンザル)	1 Myriophyllum aquaticum (オオフサモ)
2 Macaca mulatta (アカゲザル)	Macaca fuscata (リホンザル)	12 Utricularia cf. platensis (ヒアクレンタヌキモ)
一 食虫綱		13 Utricularia inflata (ヒエウリクリニア・インフロタ)
イ カムツ目		14 Utricularia platensis (ヒトウリクリニア・プラテンバクス)
(1) ハコガメ科		15 Ludwigia grandiflora (ヒビキイギア・グランジロハ)
1 Mauremys sinensis (ハナガメ)	Mauremys japonica (リホンイシガメ)	16 Ammophilila arenaria (ヨーチグラス)
2 Mauremys sinensis (ハナガメ)	Mauremys mutica (ミナミイシガメ)	17 Spartina 属 (スペルティナ属) 全種
3 Mauremys sinensis (ハナガメ)	Mauremys reevesi (クサガメ)	18 Veronica agnallii-aquatica (オオカワヂシャ)
三 条鱗虫綱		
イ ガ一目		
(1) ガ一科		
1 ガ一科に属する種	ガ一科に属する他の種	備考 括弧内に記載する呼称は、学名に相当する和名その他の名称である。
口	かわかます目	
(1) かわかます科	かわかます科に属する他の種	
1 かわかます科に属する種	かわかます科に属する他の種	
ハ すずめ目		
(1) ヤロネ科		
1 Morone chrysops (ホワイドベイ)	Morone saxatilis (ストライプトベイ)	
四 昆虫綱		
イ はち目		
(1) あつ科		
1 Solenopsis geminata 種群 (ヒレノブスイス・ゲミナタ種群)、Solenopsis saevissima 種群 (ヒレノブスイス・サエヴィスィマ種群)、Solenopsis tridens 種群 (ヒレノブスイス・トウリデンドンス種群) 及び Solenopsis virulens 種群 (ヒレノブスイス・ヴィルレーンス種群) に属する種		
別表第三 外来生物の器官 (第三条関係)		
項 種 名		器官
1 Alternanthera philoxeroides (ナガエツルノゲイノウ)	茎、根	
2 Hydrocotyle ranunculoides (アラジルチメグサ)	茎、根	
3 Pistia stratiotes (ヌタヒウキクサ)	茎、根	
4 Azolla cristata (ヒヘビア・クリスタタ)	茎、根	
5 Coreopsis lanceolata (オオキハケイギク)	根	
6 Gymnocoronis spilanthoides (ミナミロコ)	茎、根	
7 Mikania micrantha (ヒハヒミツニ)	根	
8 Rudbeckia laciniata (ホオヘンゴンソウ)	茎、根	
9 Senecio madagascariensis (ナルトサワギク)	茎、根	
10 Drosera intermedia (ナガヒモウセンゴケ)	茎、根	
11 Myriophyllum aquaticum (オオフサモ)	茎、根	
12 Utricularia cf. platensis (ヒアクレンタヌキモ)	茎	
13 Utricularia inflata (ヒエウリクリニア・インフロタ)	茎	
14 Utricularia platensis (ヒトウリクリニア・プラテンバクス)	茎	
15 Ludwigia grandiflora (ヒビキイギア・グランジロハ)	茎、根	
16 Ammophilila arenaria (ヨーチグラス)	根	
17 Spartina 属 (スペルティナ属) 全種	茎、根	
18 Veronica agnallii-aquatica (オオカワヂシャ)	根	
備考 括弧内に記載する呼称は、学名に相当する和名その他の名称である。		
別表第四 その個体が要緊急対処特定外来生物となる外来生物の種 (第四条関係)		
項 種 名		
1 Solenopsis geminata 種群 (ヒレノブスイス・ゲミナタ種群) 全種		
2 Solenopsis saevissima 種群 (ヒレノブスイス・サエヴィスィマ種群) 全種		
3 Solenopsis tridens 種群 (ヒレノブスイス・トウリデンドンス種群) 全種		
4 Solenopsis virulens 種群 (ヒレノブスイス・ヴィルレーンス種群) 全種		
別表第五 やの個体が要緊急対処特定外来生物となる交雑するものも生じた生物 (第四条関係)		
種 名		
Solenopsis geminata 種群 (ヒレノブスイス・ゲミナタ種群)、Solenopsis saevissima 種群 (ヒレノブスイス・サエヴィスィマ種群)、Solenopsis tridens 種群 (ヒレノブスイス・トウリデンドンス種群) 及び Solenopsis virulens 種群 (ヒレノブスイス・ヴィルレーンス種群) に属する種		